

指定自家用貨物自動車指定申請書

年 月 日

音更町長 宛て

申請者（使用者） 郵便番号：

住 所：

氏 名： 印
(名 称)

電話番号：

農業経営改善計画認定番号：

指定自家用貨物自動車の指定について、総合特別区域法第22条の2第7項及び国際戦略総合特別区域計画で定める要件に該当することを確認し、指定していただくよう申請します。また、同意事項についても同意します。

記

(指定を受けようとする自動車)

自動車登録番号	
車台番号	
走行距離（申請日時点）	k m

*添付書類 指定を受けようとする自動車の自動車検査証の写し、点検整備記録簿の写し（1年以内に実施した点検の点検整備記録簿）
その他（ ）

【宣誓】

私は、上記自動車について、以下の指定要件に該当することを確認するとともに、今後とも指定要件にあった使用を行います。

なお、上記自動車が指定要件のいずれかに該当しなくなった場合には、速やかに町長に申し出るとともに、指定書を返却します。

また、自動車検査証の有効期間延長中に指定要件に該当しなくなった場合には、自動車検査証を帯広運輸支局に返納し、所要の手続（継続検査等）を行います。

(指定要件) 以下の要件を確認し、該当する場合は□に✓を記入してください。

- 使用者が農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者であること（経営の構成員を含む）。
*指定自動車を譲渡・売却した場合、指定要件を満たさなくなる場合があります。
 - 車両総重量8トン未満かつ最大積載量が5トン未満の自家用貨物自動車であること。
 - 自動車検査証の車体の形状が「キャブオーバ」、「ダンプ」のいずれかであること。
 - 年間総走行距離が1万キロメートル以下の見込みであること。
 - 主として、十勝管内市町村内の使用であること。
 - 主として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業（※）の用に使用すること。
 - 使用の本拠の位置及び使用者の住所が十勝管内市町村であること。
- ※国際戦略総合特別区域において農業を営む者が、農業経営の規模の拡大その他農業経営の改善を図るために自家用貨物自動車を活用する事業。具体的な活用として肥料、種苗又は農業用資材・機械の運搬、作物の運搬、堆肥の運搬、家畜の運搬等、営農に必要な活用を想定しています。

【同意事項】

当該事業において必要となる指定、指定取消等に関する情報を事業運営のため帯広運輸支局と音更町及び音更町と市町村間での情報交換に使用することに同意します。